

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成30年9月28日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	平成30年9月19日(水)		
				会議時間	16時19分～17時01分		
出席委員	委員長 垣内孝文						
	副委員長 宮本幸輝						
	委員 宮崎 努						
	委員 川淵誠司						
	委員長 上岡真一			欠席委員			
	委員長 山下幸子						
その他							
執行部出席者	市民・人権課長 川崎一広						
	子育て支援課長 西澤和史						
	子育て支援課保育係長 田村典義						
	生涯学習課長 小松富士夫						
	生涯学習課社会教育振興係長 川村慎也						
事務局	事務局長補佐 上岡史卓						
記 録							
平成30年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案3件について委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第1号議案「専決処分の承認を求めることについて（四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：川崎市民・人権課長】

平成30年3月20日付けで公布し、平成30年度課税分から適用することとした「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」において、本来税率改正と連動して改正されるべきであった低所得世帯の軽減額に関する改正が一部漏れていたことから、早急に条例を改正し規定を正常化する必要があったため、平成30年7月30日付で地方自治法第179条第1項の規定による専決処分により改正したものの。

（質疑なし）

**採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。**

●次に、第29号議案「四万十市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】

平成31年2月に予定している四万十市立郷土資料館のフルオープンに向けて、資料館の名称を「四万十市郷土博物館」に改めるとともに、休館日や入場料を見直し、また将来的に指定管理者による管理を可能とするなど、関係条例について所要の改正を行うもの。

【質疑：宮崎委員】

減免規定の想定は。

【答弁：小松生涯学習課長】

市及び行政機関、市の主催・共催する行事での減免の予定。その他、宿泊施設・トンボ公園との連携等については、別途定める規定により決裁行為による減免を考えている。

【意見：宮崎委員】

一般的な観光地の施設の減免規定とは異なる。中途半端に教育施設、中途半端に観光施設という扱いにならないよう、施設自体は良くなっていると思うので、しっかりやって欲しい。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第30号議案「四万十市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：西澤子育て支援課長】

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成30年4月27日付けで施行されたことに伴い、当該基準を準用して定める本市の条例において、①代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、②居宅で保育を行う家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に関する外部搬入施設の拡大、③同じく家庭的保育事業に対する自園調理の適用猶予期間の延長など、所要の改正を行うもの。

（質疑なし）

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、報告「四万十市保育所を川崎市の住民の利用に供させることについて」についての変更の説明があった。

【説明：西澤子育て支援課長】

四万十市出身で川崎市在住の方が里帰り出産をするに当たり、児童を9月から下田保育所に入所させるための協定、「四万十市立保育所を川崎市の住民の利用に供させることについて」、9月3日に書面で報告を行っているが、これについて川崎市では、保育所は、他の市町村の住民にも利用させることを想定して設置されたもののため市町村間の協議は必要ないとして、「地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき」という部分を削除してほしいと依頼があったもので、入所している児童に不利益となってしまうと考え、また、全国的にも同様の扱いをしている自治体が多いということから、既に提出している報告の協定書第1条の一部を削るという内容で、21日閉会日に訂正依頼文を配布したい。

●次に行政視察について協議を行った。

10月31日から2泊3日の日程で京都へ京都看護大学へサテライトキャンパスについての話を聞きに行くことが決定しているが、もう1件の視察先について協議を行った。

京都看護大学への随行職員については、副市長にお願いをすることとし、もう1件の視察先は小中高一貫教育、ファミリーサポートセンターを候補とし、委員長が決めることとした。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。